

公益財団法人登米文化振興財団 登米祝祭劇場利用料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、登米市登米祝祭劇場条例（平成17年登米市条例第251号。以下「条例」という。）第11条第2項に基づき、登米祝祭劇場（以下「劇場」という。）の利用料金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 劇場及び設備器具（以下「施設等」という。）の利用料金は、登米市長の承認を受けて定めた別表1の額とする。

(利用料金の納入)

第3条 利用料金は、登米市登米祝祭劇場管理規則（平成17年登米市規則第19号）第2条により納入するものとする。利用時間の延長の許可を受けて施設等を使用する場合の当該利用時間の延長に係る利用料金については、利用終了時まで納入するものとする。

2 登米祝祭劇場管理規則第7条第6項の規定により、許可を受けて物品の販売又は飲食物の提供を行う者は、手数料として総売り上げの5%を納入しなければならない。

3 登米祝祭劇場等で文化事業を主催する者が有料入場券の販売を委託する場合は、手数料として総売り上げの5%以上を納入しなければならない。

(利用料金の還付)

第4条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、条例第12条ただし書きによる場合は、この限りでない。

(利用料金の還付申請)

第5条 前条の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、必要書類を添えて利用料金還付申請書を提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、第 3 条に第 2 項「登米祝祭劇場管理規則第 7 条第 6 項の規定により、許可を受けて物品の販売又は飲食物の提供を行う者は、手数料として総売り上げの 5 % を納入しなければならない」及び第 3 項「登米祝祭劇場等で文化事業を主催する者が有料入場券の販売を委託する場合は、手数料として総売り上げの 5 % 以上を納入しなければならない」を追加し、備考から「10 登米祝祭劇場施行規則第 7 条第 6 項の規程により、許可を受けて物品の販売又は飲食物の提供を行う者は、手数料として総売り上げの 5 % を納入しなければならない」を削除し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、別表 1 「設備器具等利用料」を実態に即し改定し、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1

各 室 利 用 料

利用区分		利用時間	午 前	午 後	夜 間	午前・午 後	午後・夜 間	全 日
			9時～12時	1時～5時	午後6時～ 午後10時	9時～5時	1時～10時	9時～10時
大	文化芸術・教育関連の 催しで、入場料を徴収 しない場合	平 日	6,000 円	8,000 円	8,000 円	16,000 円	18,000 円	26,000 円
		土曜日 日曜日 祝 日	7,800	10,400	10,400	20,800	23,400	33,800
大	文化芸術・教育関連の 催しで、500 円以下の 入場料を徴収する場 合	平 日	7,200	9,600	9,600	19,200	21,600	31,200
		土曜日 日曜日 祝 日	9,360	12,480	12,480	24,960	28,080	40,560
ホ	文化芸術・教育関連の 催しで、501 円～1,000 円の入場料を徴収す る場合	平 日	9,000	12,000	12,000	24,000	27,000	39,000
		土曜日 日曜日 祝 日	11,700	15,600	15,600	31,200	35,100	50,700
	文化芸術・教育関連の 催しで、1,001 円～ 3,000 円の入場料を徴 収する場合	平 日	12,000	16,000	16,000	32,000	36,000	52,000
		土曜日 日曜日 祝 日	15,600	20,800	20,800	41,600	46,800	67,600
ル	文化芸術・教育関連の 催しで、3,001 円～ 5,000 円の入場料 を徴収する場合	平 日	15,000	20,000	20,000	40,000	45,000	65,000
		土曜日 日曜日 祝 日	19,500	26,000	26,000	52,000	58,500	84,500
ル	①5,001 円以上の入場 料を徴収する場合	平 日	18,000	24,000	24,000	48,000	54,000	78,000
		土曜日 日曜日 祝 日	23,400	31,200	31,200	62,400	70,200	101,400
	②文化芸術・教育関連 の催し以外の場合							

小 ホ ル	文化芸術・教育関連の催しで、入場料を徴収しない場合	平 日	1,800 円	2,400 円	2,400 円	4,800 円	5,400 円	7,800 円
		土曜日 日曜日 祝 日	2,340	3,120	3,120	6,240	7,020	10,140
		平 日	2,160 円	2,880 円	2,880 円	5,760 円	6,480 円	9,360 円
	文化芸術・教育関連の催しで、500 円以下の入場料を徴収する場合	土曜日 日曜日 祝 日	2,810	3,740	3,740	7,490	8,420	12,170
		平 日	2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700
	文化芸術・教育関連の催しで、501 円 ～ 1,000 円の入場料を徴収する場合	土曜日 日曜日 祝 日	3,510	4,680	4,680	9,360	10,530	15,210
		平 日	3,600	4,800	4,800	9,600	10,800	15,600
		土曜日 日曜日 祝 日	4,680	6,240	6,240	12,480	14,040	20,280
	文化芸術・教育関連の催しで、1,001 円 ～ 3,000 円の入場料を徴収する場合	平 日	4,500	6,000	6,000	12,000	13,500	19,500
		土曜日 日曜日 祝 日	5,850	7,800	7,800	15,600	17,550	25,350
		平 日	5,400	7,200	7,200	14,400	16,200	23,400
	①5,001 円以上の入場料を徴収する場合	土曜日 日曜日 祝 日	7,020	9,360	9,360	18,720	21,060	30,420
②文化芸術・教育関連の催し以外の場合								

和室			300	400	400	800	900	1,300
練習室		1	600	800	800	1,600	1,800	2,600
		2	300	400	400	800	900	1,300
		3	300	400	400	800	900	1,300
楽屋	大ホール	1	600	800	800	1,600	1,800	2,600
		2	300	400	400	800	900	1,300
		3	300	400	400	800	900	1,300
	小ホール	4	600	800	800	1,600	1,800	2,600
野外劇場	文化芸術・教育関連の催しの場合	平日	900	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
		土曜日	1,170	1,560	1,560	3,120	3,510	5,070
		日曜日 祝日						
	文化芸術・教育関連の催し以外の場合	平日	1,350	1,800	1,800	3,600	4,050	5,850
		土曜日	1,760	2,340	2,340	4,680	5,270	7,610
		日曜日 祝日						
シャワー室			一人1回 100円					

設備器具等利用料 (単位:円、消費税込み)

種別	器 具	単位	金額 (1区分当たり)	種別	器 具	単位	金額 (1区分当たり)	
舞台設備機器	所作台	1式	3,000	照明設備機器	照明操作卓	1基	1,200	
	平台	1枚	100		第1ボーダーライト	1列	600	
	開き足	1台	50		第2ボーダーライト	1列	600	
	箱足	1個	50		第1サスペンションライト	1列	1,000	
	木足	1個	50		第2サスペンションライト	1列	1,000	
	人形立て	1本	50		第3サスペンションライト	1列	1,000	
	ひな段けこみ (10枚未満)	1枚	50		アッパー Horizont ライト	1式	1,000	
	ひな段けこみ (10枚以上)	1式	500		ロア Horizont ライト	1式	600	
	司会者台	1台	150		フロントサイドライト	1式	1,000	
	演台 (花台を含む)	1台	350		天井反射板ライト	1式	800	
	金びょうぶ	1式	1,000		第1シーリングライト	1列	1,200	
	高座用座布団	1枚	100		第2シーリングライト	1列	1,200	
	指揮台 (指揮者用譜面台を含む)	1台	350		ピンスポットライト	1台	1,200	
	譜面台	1台	50		ステージスポットライト (1kw)	1台	300	
	楽器用椅子	1脚	100		ステージスポットライト (500w)	1台	200	
	めくり台	1台	100		カッターライト	1台	600	
	地がすり	1式	800		エフェクタ	1台	700	
	パンチカーペット	1式	800		星球	1式	700	
	ござ	1枚	250		ミラーボール	1台	500	
	緋毛せん	1枚	200		ストロボ	1式	300	
	バレエ用シート	1式	1,000		フットライト	1列	300	
	大ホール客席迫り上げ装置	1回	800		ムービングライト	1式	1,500	
	小ホール迫り上げ装置	1回	800		音響設備機器	音響調整卓	1基	1,200
	仮設幕 (袖、文字)	1式	1,000			メインスピーカー (大ホール)	1式	800
	松羽目幕	1式	1,000			メインスピーカー (小ホール)	1式	700
	紗幕	1枚	1,000			大ホール2階スピーカー	1式	350
	ジョーゼット (ストレート)	1式	800			フォールドバックスピーカー	1台	350
	ジョーゼット (ドレープ)	1式	800			デッキ類	1台	300
舞台看板	1枚	100	マイクロホン (ワイヤレス)	1本		300		
美術バトン	1本	50	マイクロホン (コンデンサー)	1本		300		
ドライアイスマシン	1台	400	マイクロホン (ダイナミック)	1本		200		
スモークマシン	1台	700	マイクロホンスタンド	1本		80		
バブルマシン	1台	300	三点吊りマイクロホン装置	1式		300		
展示パネル (10枚未満)	1枚	100	天井反射板	1式		1,000		
展示パネル (10枚以上)	1式	1,000	移動式音響反射板	1枚		100		
映像設備器具	スクリーン映画用	1台	1,000	その他		ダイレクトボックス	1台	100
	スクリーン吊り下げ型	1台	500		持込設備電源	1kw	150	
	スクリーン置き型	1台	400	冷暖房費	大ホール	30分	2,740	
	プロジェクター	1式	1,700		小ホール	30分	785	
	映像用デッキ	1台	350		その他の施設	1時間	100	
音楽設備器具	ピアノ スタインウェイ (調律料は含まず)	1台	8,000	*ホールで空調を使用する場合、その他の施設は無料				
	ピアノ カワイ、ヤマハ (調律料は含まず)	1台	5,000	備 考 ・1区分とは当法人の料金規定別表に定める午前・午後・夜間の各利用区分です。 ・持込設備電源と冷暖房費は、区分によらず、利用実態に則します。				
	和太鼓	1面	500					
	ドラムセット	1式	600					
	キーボード (アンプを含む)	1式	500					
	アンプ (ギター、ベース)	1台	300					

備 考

- 1 この表において「文化芸術・教育関連の催し(利用)」とは、芸術文化の振興を図り、市民の生活文化の向上と福祉の増進に寄与する催し(利用)とする。行政や公共機関が実施する公共性の高い催し(利用)も含む。
- 2 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整備費その他名称のいかんを問わずに入場の対価として徴収するものをいう。
- 3 利用時間がこの表に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- 4 この表に定める利用時間以外は原則として利用できない。ただし、準備、後片付けのために、時間外に利用する場合の料金は下記のとおりとする。また、10 円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。
 - (1) 利用時間の延長
 - ①午前区分を利用する者が、正午から午後 1 時まで利用する場合＝午前の利用料金の 1 時間あたりの額。(午前区分の利用者が延長しない場合には、午後区分の利用者も利用可能とする。)
 - ②午後区分を利用する者が、午後 5 時から午後 6 時まで利用する場合＝午後の利用料金の 1 時間あたりの額。(午後区分の利用者が延長しない場合には、夜間区分の利用者も利用可能とする。)
 - (2) 時間外の利用(事前に届け出が必要)
 - ①大ホール、小ホール、野外劇場の午前 8 時 30 分から午前 9 時まで＝午前の利用料金の 30 分あたりの額。
 - ②大ホール、小ホール、野外劇場以外の施設の午前 8 時から午前 9 時まで＝午前の利用料金の 1 時間あたりの額。
- 5 大ホール及び小ホールを利用する場合において入場料の額に段階があるとき、最高の入場料をもってこの表の入場料とする。
- 6 大ホールを準備または練習のために利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 7 楽屋の利用は、ホールを利用する場合に限る。
- 8 和室、練習室を利用する場合の利用料金は下記のとおりとする。
 - ①営利を目的としない利用者の文化芸術・教育関連の利用……この表に定める利用料金
 - ②営利を目的とする利用者の文化芸術・教育関連の利用……この表に定める利用料金の 2 倍の額
 - ③上記①②以外の場合……この表に定める利用料金の 3 倍の額
- 9 劇場の利用は、同時に 2 人以上の申請があるとき、「登米市登米祝祭劇場条例」の劇場設置目的に基づいて、文化芸術・教育・福祉増進活動の利用をそれ以外の利用より優先する。